

ボーリスマス會議期における

日本外交に対する世論

中 村 貞 子

第一章 日露戰爭觀

明治の日本に一貫して流れていたものは対外關係に対する強度の緊張感であつた。日清戰争の勝利は韓國から清國の圧力を驅除したとは言え、戰後新たに生じた露國の韓國に対する脅威はわが國民に深刻な不安を抱かせた。韓國における日本の絶對的優越性の確立をもつて基本目的とした政治指導者間においては、伊藤博文の如く露國との協定の道を求めて満韓交換によつて露國の侵略的政策を緩和させようとする日露協商論と、山県有朋、桂太郎、小村壽太郎等の如くイギリスとの同盟によつて露國を牽制してその南下を抑制しようとする日英同盟論とが存在していた。しかるに明治三十五年一月三十日、第一次日英同盟協約が調印されるに及び、日本の清國及び韓國における、また英國の清國における政治、商業、工業上の利益は日英相互に認めるところとなり、日本は英國とともにその防護にあたることをもつて外交政策の根本と定めた。その後わが国は韓國における日本の特殊利益の承認と、滿洲から露國軍隊の撤退を求め、要求が達せられなければ

開戦をも辞さぬという強硬方針に基いて露国との交渉を開いたが、交渉難航は開戦不可避の決断となり、仁川沖海戦と共に明治三十七年二月十日、日本は対露戦争に突入したのである。

しかば日本国民が如何に対露戦争を意義づけたかを見ると、当時の代表的新聞雑誌はいずれも満韓の主權確保が日本の安全上不可欠であるとの見解に基き、露国の侵略的意図を満韓の地より放棄させることをもつて日露戦争の目的となした。即ち一般世論は政府同様、満韓からわが国に対するすべての脅威を驅除することをもつて国策の根本となし、その目的達成のために必要な手段として日露戦争を支持したのである。

無論少數論としては七博士中の金井延、戸水寛人等の主張する如く、この戦争をもつて膨張の機会とするものもあつた。金井は自衛とは攻勢防禦の姿勢に外ならないと定義し、日本の安全は日本民族による支那大陸の經營にまで拡大されねば保証され得ないと考へ、持久戦、モスコ－・セントペテルスブルグ攻略を主張し⁽¹⁾、戸水は日本の人口及び物産の確実なはけ口として広大な領土が必要であると説き、日露戦争によつてバイカル以東を領有せよと述べた⁽²⁾。

しかし、一般世論は日本の実力がかかる膨張の夢を実現し得るほど高いとは評価していなかつた。無論大陸發展を日本の根本方針として容認したのではあるが、それが日本一国の武力征服によつて完遂し得るとは考えなかつたのである。それ故にこそ、開戦前においては日露協商、或は日英同盟の必要が論議されたのであつた。しかし、日露交戦中には、さすがに日露同盟論は世論からは影をひそめ、わずかに戦後の未来の案として極めて少数の人々により論じられた。雑誌「太陽」明治三十八年二月の「日露講和の時機」と題する早川鉄治の論説は、極東における露国勢力の根絶は不可能であるとし、従つて露国をして東洋に対する武力侵略を断念せしめさえすれば經濟的發展をも阻止すべきでなく、戦後は日露攻守同盟の締結によりむしろ露国の野心を極東以外の地に転ぜしめることを提唱している。

この論説は日露戦争の目的を露国の満洲に対する軍事的脅威の排除に限定するもので、戦勝によつて地位の向上した日本は露国と同等の立場で同盟を締結し得るに至らうと、戦後の日露同盟を期待をもつて支持している。

このように日露の協力が将来日本が大陸に発展するにあたり必要であり且つ質明であるという考え方は世論の一部には戦争中も存続したのであるが、代表的新聞雑誌の等しく唱えたところでは、日英あるいは日英米提携であつた。これは早川の論よりは一步進んで、露国の満洲への武力侵入を阻止し且つ日本が大陸の開拓をなし得るような国際政治的条件を作り出すことを戦争目的としている。この場合英又は英米との協力を政治面に求めるものと経済面に求めるものとあり、前者は日露戦争において日本が他の諸国から不利な干渉を受けるのを牽制する点に日英同盟の効果を求め、後者は英米に大陸の利益開発の協力者としての価値を期待している。

東京朝日新聞、東京日々新聞、東京經濟雑誌はいずれも、日英同盟が東洋における国際政治上の力関係を日本に有利にし、戦時についでは第三国の介入を防ぐ効果をもつものとして、同盟を日本外交の枢軸として価値づけている。しかし、日英米間の利害が将来にわたつて一致し得るか否かについての不安が見られ、またそれがこれらの新聞雑誌をして、その在来経済的条件よりむしろ政治的条件を重視する性格とも相俟つて日英同盟の価値を政治面に見出す動機となつてゐるものと如く思われる。東京朝日新聞は問題をこの点まで掘り下げていながら、東京日々新聞は米国の財力が将来東洋に侵出するものとみ、日本の急務は米国との圧力に対抗し得るような経済的基礎を確立することであるといながら、また日本の経済的実力は米英仏独とは同日の比でない⁽⁴⁾と嘆いてゐる。東京經濟雑誌も、戦後の満洲における日英米の利害一致の可能性に關しては疑惑を表明しながら、一応日本の政策如何によつては協力は保持出来るものとし、又日本としては露国の陸軍力よりも英國の海軍力の支持をうけることが有利であるとして、日英同盟を絶対的に支持している。⁽⁵⁾

これら一連の日英同盟論に對して、時事新報、國民新聞、東洋經濟新報は何れも、将来英米が東洋へ經濟的に進出することは必然的であるとし、日本はこれらの諸国と協力しつつ未来の發展をはかるべきであるとしている。東洋經濟新報はこのような主張を最も正確に、しかも徹底的に表明している。同誌は述べて、日英同盟によつて東洋における利益圏を保証すべきであるとし、而して利益の拡大強化自体に最大の意義を認めてい⁽²⁾る。又日露戰爭そのものもアジア大陸におけるかかる利益圏獲得のための戰争であると論じ、戰中戰後を通してその論説の中心を實益實利の確保に置いてい⁽⁸⁾る。同誌の場合利益圏の内容としては、日本が資本の供給者たる英米と、無限の市場と開発とを約束する清との仲介者として事業の經營にあたり又労力を提供することが考えられている⁽⁹⁾。又同誌は述べて、日英米三国は共に門戸開放主義によつてその利益を増進することが出来、日本はその經營能力と滿韓に対し、地理、風俗、習慣において近いことにより英米に對抗し得る立場にあると樂觀する。⁽¹⁰⁾

財界、政界にも東洋經濟新報と同様の見解を抱くものがあつた。政友会の松田正久⁽¹¹⁾、憲政本党の大隈重信⁽¹²⁾、その他金子堅太郎⁽¹³⁾、小山正武⁽¹⁴⁾等も今後のわが国の課題を滿韓の經濟的經營に置き、そのための資金調達とその經營方法との重要性を論じると同時に、英米清各國と或は資本面において或は經營面において提携することの必要を認めてい⁽¹⁵⁾る。三井系の財界人たる早川千吉郎は外國資本の誘導の必要を説く点では同様である。但し、彼は東洋經濟新報の如くには日本の經濟力を高く評価せず、資金コストの低い歐米資本は日本人の産業を圧迫し漸次これを自己の傘下におさめるに至る危険をともなうから、むしろ支那資本に優先を与えることを勧める点を特質としている。

以上によつて、一般世論が國際政治的或は經濟的立場から英又は英米の後援を得、露國の勢力を滿韓から驅除しようとする政策を主張したことを知り得るが、伝統的に世上の國家主義的傾向の代弁者であつた新聞「日本」も又同様の論を称

えたのであつた。しかしながら、「日本」は元來他国への依存を意味するところの同盟そのものを政策として支持したのではなかつたと考えられる。そのことは日露同盟、日英同盟いずれに対しても消極的な態度を示したことから推察し得よう。このような立場に通じるものとしてなお注目さるべきものは、田中守平の「東洋聯邦論」によつて代表される「東洋主義」ともいふべき主張であつた。それは、日露戦争の遠因を清韓の脆弱性に見出し、戦争の目的は露国の排撃によつて達成されるものでなく、日本の使命は強力な東洋の樹立であり、日本人が直接清韓の土地を開発し保護の任にあたるべきであるとして、日本の天皇を首長とする東洋聯邦制を提唱している。この論の根柢には強い人種意識が存在し、白色人種による黄色人種の排斥を必須となし、この戦争の後にも黄禍の名のもとに白人諸国の黄色人種に対する反感は旺んで、日本前途には一層多難な時代が待ちかまえていると見なしている。⁽¹⁷⁾先に紹介した早川千吉郎の支那資本優先論も実は若干同じ根柢に立つものである。遠くは日清韓三国同盟論、近くは東洋共榮圈の提唱に見られる如く、西欧諸国の東洋進出に対し自國の存立を全うせんとして開国し、近代化を進めた日本においては、清韓と共に西欧諸国に対抗することを主張する東洋聯邦制の如き論は、その对外意識の一部に常に存在していたと見ることが出来よう。

以上通覧したところによれば、日英同盟を背景とし、露国の圧迫から清韓を解放することを目的とした政府の戦争政策を、世論はかなりの程度まで一致した態度で支持したと言えよう。しかし、戦争の推移にともない世論は次第に変化、進展を示した。ボーヴィマス条約締結の頃に至ると、世論は政府とは全く離間したといつてよい状態に到達する。この過程を次に見ることとする。

註 1 太陽 明治三十八年四月 論説「時局の延長と国民の覚悟」法博金井延
2 外交時報 明治三十八年三月 論説「世界の大勢と日露戦争の結果」法博戸水寛人

3	東京日日新聞	明治三十八年一月二十八日	社説「ローベルト氏と帝國主義」
4	東京日々新聞	明治三十八年六月二十七日	社説「国民的自負心」
5	東京経済雑誌	明治三十八年三月十一日	時事評論「日英同盟の将来」
6	東京経済雑誌	明治三十八年二月四日	時事評論「所謂日露同盟論」
7	東京経済雑誌	明治三十八年一月十五日	社説「日英同盟は之を亞細亞全体に及す可し」天野為之
8	東洋経済新報	明治三十八年七月二十五日	社説「講和の成敗と我が財界」天野為之
9	東洋経済新報	明治三十八年四月二十五日	社説「日清英米四国民の合同事業を望む」
10	東洋経済新報	明治三十八年二月二十五日	社説「如何にして巡查国たるを免かれん」天野為之
11	太陽	明治三十八年五月	論説「今後の財政と外交」松田正久
12	太陽	明治三十八年五月	論説「満韓經營所見」大隈重信
13	東洋経済新報	明治三十八年五月二十五日	論説「極東に於る米国経済上の将来」金子堅太郎
14	日本人	明治三十八年二月二十日	三月五日 三月二十日 四月五日 「日露戦争終局制勝の結果を永遠に継続するの準備」
15	小山正武	九月三十日	「新盟約の側面」
16	太陽	明治三十八年八月	論説「戦後要務の二大綱」早川千吉郎
17	日本	明治三十八年一月十四日	論説「戦後の日露」一月二十二日 「露西亞人の氣質」九月二十九日 「新協約の効果」
	日本人	明治三十八年一月二十日	六月五日 七月五日 「東亜聯邦論」田中守平

第二章 講和條件論

第一節 戰況と講和の時期

遼陽、旅順、奉天と相つゞ戰勝は世論に甚だしく樂觀的な戰況判断を抱かせた。すでに明治三十八年の年頭にあたつて、東京朝日新聞は陸海軍の勝利は決定的であるから今年の課題は政治的勝利を得ることであると論じたが、このような樂觀は日露の實力比較へも反映することになり、一般の予期してい以上に日本の經濟力が金融面においても貿易面においても根強く、それに反して露國は内亂状態に陥つているという状勢判断に支えられて、日本の絶對的優勢が結論されることになつた。

先づ經濟力について見れば、國民新聞、時事新報は共に、交戦一年間において日本の貿易總額は半年を上廻つてゐることを指摘して、日本國民が戰争による國債増税の負担にたえることが出来るのみならず、日本が高度の生産力を有することを證明するといし、その上英米における日本の外債の應募高が募集高を超過しているのは歐米人が日本の經濟力を認めていることを意味すると論じた。⁽²⁾ しかしながら客觀的にみると、明治三十八年における日本の貿易總額を見ると八億三千万円に上り、前年より一億余円の増加を示してはいる⁽³⁾が、これは軍需產業のための原料及び資材の輸入に基く増加であつて輸出においては前年と変化なく、このような貿易總額をもつて國民の經濟力を論ずることは根拠のない樂觀であつた。またロンドンにあつて外債募集に奔走していた高橋是清が帰朝して明治三十八年二月十二日伊藤博文と会談した際、伊藤は第四回目の外債募集を前にして「今度の二億円の外債を募集せば帝國の國債は内外合せて七億円にもなり、その利子だけでも年に三千五百万円くらいになるであろうから、なかなか容易なことではない。今度の外債でこの戰争を始末しなければ我国は非常な困難に陥る」⁽⁵⁾と語つたが、外債の募集は應募の有無以外の問題を含んでいたから、外債の應募状況をもつて日本が戰争の遂行能力があると樂觀するのはこれまた正確な観測ではなかつた。

次に政治的及び精神的結束の面から見れば、日本國民は上下一致して戰争目的の完遂に万事を排して協力していたと考

えられたのに反して、新聞雑誌上隨所に見出されるロシャ革命に関する外電の評論は露国はすでに國內分裂に陥つてゐる」と伝えた。これらの評論は何れも、露国政府が外患に劣らぬ内憂を抱いていることを指摘し、それを根拠として露国のこの状態は日露戦争を終局に導かないまでも戦争の遂行を露国にとつて甚だしく困難にしていると結論したのであつた。

しかし、有利な条件で講和を結び得るためには、優勢な戦略的態勢を占めることが必要である。従つて、戦略論が次第に繰りひろげられることになつた。その点でウラディオストック占領、ハルビン攻略がしきりに論ぜられた。特にウラディオストック占領は将来東洋から露国への海軍力を驅逐するための絶対的必要条件として「日本」「朝日」「時事」等により強く唱えられた。ハルビン攻略は露国の中洲における軍事及び交通の中心地の破壊のためにも、またウラディオストックへの補給路を切断して側面的にその占領を援助する手段としても主唱された。⁽⁷⁾ なお、ハルビン攻略に反対を表明したのは東洋経済新報であつた。同誌は、ハルビンにまで拡大された戦線を守ることは日本にとつて兵と物資とを補充する必要から軍費の増加を意味するが、露国にとつては後退することによつて兵と物資の補給源である本国に近くなるから有利な状態を生じ、従つて決してハルビン攻略は露国を降服せしめ得ない。それ故に鉄嶺を防守すべきであると主張した。かつハルビン攻略、ウラディオストック占領が露国の中洋侵略を阻止し日本の安全を護るために絶対必要であるとする世論を批判して、ヘルビン、ウラディオストックを占領しなくとも我国の名譽、独立は全うせないのでなく、韓国に対する保護的的地位を失うものではないと論じた。⁽⁸⁾

いざれにしても、戦局により戦果が定まることは一般世論においても認められていたところであつた。中村進午は、ウラディオストック、ハルビン陥落後の講和においては露国領土の割譲、ウラディオストックの非武装もしくは割譲を期待出来るが、現況のままではウラディオストックに関する發言権はもちえず、満洲問題は日清露の合意で解決せざるを得な⁽⁹⁾

いとなしてゐるが、それは、ひろく世論の根柢を流れていた考え方を代弁したものであり、従つて戦果の拡大が熱心に主張された。しかし、前章においても結論した如く、世論はかなり明確に戦争目的を理解しており、日本の実力を過大に評価していくなかつたから、従つて、無限に戦争を継続させることを希望してはいなかつた。それ故に、旅順、奉天の戦勝にあたつては、それが露国の講和の中出の端緒となることを期待したかの如き印象を東京日々新聞⁽¹⁰⁾、新聞「日本」⁽¹¹⁾等から受ける。そして旅順及び奉天における勝利がかかる効果をもたらさなかつたための失意は、より積極的な交戦論を生じる結果となつたと考えられる。特に決戦としての日本海海戦にかけられた期待は大きかつたため、講和の糸口となるような決定的効果を露国に与えなかつたことが再び明白になつた後は、決戦による早期講和を社論としていた東京日々新聞もその持論を捨てて平和の到来は遠いと持久戦を支持するに至り、新聞「日本」⁽¹²⁾もまた日本海海戦の頃から長期戦論に態度を定めた⁽¹³⁾。さきに参照した東洋経済新報も、五月ごろにはハルビン攻略に反対して鉄嶺を中心に防備をかため、長期戦によつて露国に戦争継続を断念せしめようと主張した。また「朝日」「時事」「国民」⁽¹⁴⁾はいずれも六月初旬には「平和尚速し」、「無期続戦可なり」という意味の社説をかかげるに至つた。このように日本海々戦後の六月初旬においては世論は持久戦を覺悟する点で一致したと考えられる。「朝日」の社説「無期続戦最可也」は我が方より無期続戦を望むのではないが、露国が提唱し実行せる以上は、これを歓迎して、戦争目的を満喰の保全開放にとどめず、さらに露国の海陸軍を殲滅し、露国領土を列国とともに分割する大目的に向つて邁進すべきであると主張して⁽¹⁵⁾、感情的にも理論的にも従来世論によつて支持されていた日露戦争觀とはかなり距離のある意見を述べている。この頃から悲壯な覚悟を抱きながらも、眼前に展開する戦勝に支えられて楽観的な自信をもつて世論は続戦を唱えた。その上世論は日本が露国に対して講和を提案したり、第三國に講和斡旋を依頼することは戦勝国として考えられぬ政策であるとこれらを最初から否定するか、または全く考慮

の外に置いているため、講和は露国を徹底的に打破してその申出を待つ以外ないと考えていた。このような選擇の余地のない窮地は結果的には世論を非現実化或は非理性化に導いて行つたのではないかと思われる。⁽¹⁹⁾

一方このような世論に対し警告を与えていたのは國際状勢を重視する一連の論議であつた。「太陽」の明治三十八年三月及び四月に掲載された山田一郎の「時局危言」は長期戦は列国にとって貿易上不利をもたらし、これら諸国は満洲処分に対し大いなる関心を有するから列国の干渉を招く可能性があり、また露国が財政的困難と国内動乱とを克復するための窮余の策として第三国に調停を求むることも考えられるとして、無謀な長期戦論に反省をうながした。また「中央公論」明治三十八年一月の福本日南の「戦局私観」も露国が第三国に仲裁を要求することを予想し、かかる際には英國は独逸と歐洲における対抗上露国の完全没落を好まず、また独逸は山東における利権擁護上露国の衰弱を望んでも日本の躍進は好まず、仏國も亦露国の同盟国であるから日露戦争は日本にとつて前途多難であると論じた。尤も添田壽一は露国の國体⁽²⁰⁾は列国と相容れず、しかも列国は交戦国に軍需品を補給することによつて利益を得ているから調停を申出ることはないと、國際状勢の分析の上から全く異つた結論を出している。

しかばらこの時において日本政府が如何なる政策をとつたかを見ると、奉天戦後までは列国の如何なる講和打診に対しても應ぜぬ態度を示していたが、露国は國內において文武両派が政權の争奪をめぐつて対立し、現在責任の位置にある武断派は國內における自己の地位を維持するためにも講和を申出することはなく、かつ米國仏國とも戦争継続を希望せず再三講和勧告を行つて來たので、政府は戦局の前途に関する根本方針を決定する必要を認め、明治三十八年四月八日、小村の意見書に基き閣議においてこれを決定した。この方針とは、戦争は長引くものと見て軍事的には持久戦の対策を取り進んで今一層有利な地を占領することにつとめる一方、外交的には満足な条件で出来得る限り早期に講和を締結する手段を講

じることを目的とするものであり、講和開始の目的をもつて日露の接近に仲介の勞をとる国があればこれを歓迎する意味を含むものであつた。この主旨は四月十八日すでに英米仏各國政府に通達された。⁽²²⁾

日本海海戦の勝利は外交交渉をなす上に有利な立場に日本を置いたと見た政府は、戦争続行が軍事的にも経済的にも困難であり、和議を結ぶ上でこのような好時期は稀であると判断して、世論が持久戦論に転換していく五月三十一日、講和会談の斡旋を米国大統領に依頼した。但し、講和条件の討議は日露両国の直接会談によるべきことと主張した。この政府方針の決定及び斡旋依頼に関する情報は全く世論の有するところになかつた。

- 註 1 東京朝日新聞 明治三十八年一月一日 杜説「明治三十八年」
2 時事新報 明治三十八年三月三十一日「国民の希望」
3 国民新聞 明治三十八年一月十三日 社説「昨年の海外貿易」
4 日本資本主義発達史年表 昭和二十四年 岡崎次郎 桝西光速、倉持博編 三五頁
5 現代日本小史 上巻 昭和二十七年 矢内原忠雄編「経済」大内兵衛 一九七頁
6 高橋是清自伝 昭和十一年 七〇四頁
7 日本人 明治三十八年一月二十日「露國革命運動の新生面」稻田周之助
8 日本人 明治三十八年五月五日「哈爾賓進撃論」須崎芳三郎 六月五日「戦局持久の覚悟」建部遼吉
9 東洋経済新報 明治三十八年五月二十五日 杜説「哈爾賓軍の得失如何」
10 太陽 明治三十八年三月 論説「戦後の日露」中村進午
11 東京日々新聞 明治三十九年一月二十日 杜説「決戦論」
12 日本 明治三十八年一月十日 論説「露國の声言」三月二十四日 論説「今後の局面」
13 東京日々新聞 明治三十八年六月三日 杜説「露國果して和を欲する乎」
14 東京日々新聞 明治三十八年六月九日 杜説「平和の来る遠し」
日本 明治三十八年五月十三日より十五日 「長期戦」 五月十六日 「長期戦」

東京朝日新聞 明治三十八年六月三日 社説「無期統戰最可也」

時事新報 明治三十八年六月八日 「平和尚は遠し」

国民新聞 明治三十八年六月七日 社説「戰爭統領の責任」

朝日新聞 註15と同じ

日本 明治三十八年二月十四日 論説「我国の態度」

太陽 明治三十八年一月 論説「時局の将来」添田寿一

小村外交史 上 昭和二十八年 四三四頁

同 四四一頁

23 22

同

四五二頁

第二節 米国大統領の講和斡旋

露国に対する講和打診に成功した米国大統領は六月七日、日露両国政府に対し、文明世界全体の利益の名のもとに講和談判の開始を勧告した。日露両国は直ちに応する旨を回答し、講和談判地、全権委員、談判開始の日取の交渉にかかつた。

この斡旋に対し、我が世論はローズベルトの好意にからがみ政府の斡旋受諾を諒しながらも、講和前の休戦に反対する点で一致を示した。またこの講和斡旋は日本にとつては時期的に早いと論じる点でも国民新聞以外の各新聞雑誌は意見を等しくした。これは軍事的に経済的に戦争続行が困難であると政府が決断した諸条件を国民は知らなかつたため、戦争が日本に有利に展開しているにも拘らず、未だに陸戦において決定的勝利を得ていらない現状では戦争目的を充分完遂させず講和条約を交渉によつて獲得し難いと判断したからであつた。

このように世論が講和の時期をなお早しと考えたにも拘らず、また漸く一致して日本海海戦後持久戦の覚悟を定めたにも拘らず、大統領の斡旋を諒としたのは世論が根本的に講和に反対するものでなかつたからとも、今後の交渉に期待をかけたからとも、また受諾反対を表明する機会がなかつたからとも考えることが出来よう。しかし大統領の斡旋の動機を額面通り好意と解して、それ以上の説明を試みなかつたのは、世論がこの斡旋をもたらすに至つた経過を全く知らなかつたため、これを理解するなんらの材料も手段もなかつたことに由来すると思われる。事実ローズベルト自身ロッジ米国上院外交委員長に送つた書翰中において、日本政府は「日本自身の辞を借りば『予の發言に於て』すなわち日本はその請求の容れられんことを欲するも、それが予自身の發意に出すると為し、かつ如何なる形式に於ても、方法に於ても、日本自身請求したる風に見えざることを希望した」と述べている如く、日本国民は自国の政府がかかる要請をなしたとは夢想だにしなかつたから、単純にローズベルトの立場を「好意」という漠然とした表現をもつて論じたのである。大統領の動機を一步突込んで理解しようとした唯一の論説は、太陽、明治三十八年七月の「光榮ある戦局終結期の接近」と題する時事評論であつた。この評論は述べて、日露戦争が極東における列国の力関係に変化を生じることは明白であるが、極東に利害を有する国はいずれも、戦後露国の地位が完全に没落するのを望まぬため日本が絶対的勝利を得ることを阻止しようとしており、ローズベルトの勧告はこのような列国の立場を代表するものであるとしている。旅順陥落後しばしば列国が日本に対し行つた講和勧告は自国の利益より打算したものであり、日本政府としては戦後の滿韓処分に如何なる不利な干渉もあるかも知れぬと予測する状態になつた。その中にあつて、ローズベルトは日本に対し好意的态度を示し、その戦争目的を支持する意向を持つてゐることが明らかであつたため日本政府は大統領に講和斡旋を依頼したのであつたが、彼とても露国の完全な敗北を望まぬところから再三講和の勧告を試みたのであつた⁽²⁾、このことは太陽の時事評論が指摘した通り

であつた。

その後、講和斡旋を受諾した世論の関心は講和談判の見通しに移つて行つた。これを大きく楽観と悲観とに分けることが出来るが、この二つの立場を東洋経済新報は伝えて、樂観論者は露国が米国にあらかじめ講和斡旋を依頼し、ローズベルトはその条件を承知して日本政府に通達し、政府もまたこれに賛成した上で開かれた講和会議であると見るのに對し、悲観論者はかかるいきさつを否定して露国が講和を求めたのではなく、対等な立場で日露両国がローズベルトの斡旋を契機として談判するのであるから、日本にとつて名譽と利益とを伴つた講和は望めない、と述べた⁽³⁾。東洋経済新報は悲観論の立場を支持し、東京経済雑誌⁽⁵⁾、時事新報⁽⁶⁾、朝日新聞⁽⁷⁾もまた同様、露国が講和を申出しているのではないため、条約締結に關し暗い見通しを立てていた。新聞「日本」はその上、日本の外交が遼東還付の経験以来積極性を欠く傾向にあることを指摘して⁽⁸⁾、外交技術の面から講和も交渉に関し警告を与えた。

これららの悲観的立場に対し、樂観論を唱えるのは国民新聞と東京日々新聞とで、いずれも、ローズベルトの人格から推してこの勧告は充分日本にとつて有利な講和を成立させる目算があつてなされたものであると、談判の成行に期待を表明した⁽⁹⁾。

- 註 1 小林外交史 上 四五六頁 一九一五年一月十二日「ニューヨーク・アメリカン」紙より転載
- 註 2 小林外交史 上 四三三頁 同四三八頁
- 註 3 東洋経済新報 明治三十八年六月二十五日 社説「講和談判の前途に関する両説」天野義之
- 註 4 註 3 に同じ
- 註 5 東京経済雑誌 明治三八年六月十七日 社説「平和の曙光」
- 註 6 時事新報 明治三十八年六月十三日「露国の誠意如何」
- 註 7 東京朝日新聞 明治三十八年六月十二日 社説「休戦は排斥」

8 日本 明治三十八年六月十三日 「外交時機の到来」

9 国民新聞 明治三十八年六月十二日 社説「平和の曙光」

東京日々新聞 明治三十八年六月十一日 社説「平和の曙光」

第三節 講和条件論

現実となつた講和会談のぞむ日本の世論は当然、講和条件論を中心に展開された。日露戦争の初期において世論は戦争目的として満韓の主権確保を第一と考えたことはすでに述べた通りであるが、この目的と直接関係のある満韓処分問題は条件論の中心とならなかつた。このことは、韓国においては第一次日英同盟協約及び日韓議定書により日本の保護的な地位が確立し、また満洲においては軍事的占領により同地方における露国の権利を継承する可能性について疑問が少いためと考えられる。議論の対象となつたのは韓国に対する保護権の確立を条約中に入れるべきか否かということと、満洲の保護にいかなる手段であったかという二点であつた。

まず韓国に関しては、すでに同国に対する日本の保護権は確立されたものとして条件論外に置く場合が多いが、時事新報と東京経済雑誌⁽²⁾とは韓国を露国の利権外に置く旨を条約によつて明示することを主張し、早川鉄冶はこの際、韓国に対する日本の保護権の程度を列国に宣言すべきであると述べた。⁽³⁾

満洲処分に関しては、露国の満洲における租借地である旅順と大連と、礦業権、鉄道附設権、鉄道附屬物権等の特権を日本が繼承すべきであるという意見には異論は見られぬが、問題は日本の利益がそのように確立さるべき満洲を第三国の勢力の渗透から保護する手段にあつた。この場合満洲を日本の資本の進出の場として確保すべしというような主張は見あ

たらない。保護手段の第一に挙げられたのは無論露軍の満洲撤兵であつたが、七博士等の積極論者は進んでベイカル以東にある露国守備兵を制限することを唱えた⁽⁴⁾。しかし、露軍撤兵後の満洲の保護方法となると、清に一応返還すべしとするものと、その必要なしとするものとに二分されるが、前者とても無条件で清に還付すべしとするのではなく、清が到底独立で満洲の安全を維持出来ない国情にあるから、日清は協定によつて共同防備の措置に出るべしとするものや、早川鉄治の如く、一步進んで日本は満洲において軍事上の権利のみならず行政監督権をも保有すべしとするものもあつた。しかし満洲を清國へ還付することに反対するものは、清國が日露戦争に対し中立を宣言し東三省を交戦地として提供したことは自らこの地方の統治権を放棄したことと意味すると論じて、満洲における清國の主権を否認し満洲は直ちに日本の主権下に置くべきであると唱えた⁽⁵⁾。

いざれの立場をとつて見ても、日本が当分満洲の保護にあたるということは一般世論の支持するところであつた。そしてこの日本の方針に他国の容嘴を許さぬとする強い決意は、清國が日露講和會議に参加することを要求するや絶対拒否という強硬な主張となつて現わされたのであつた。清國のこのような要求を干渉行為或は不信行為であるとして攻撃すると同時に、戦争にまで訴えて満洲の主権が他国に侵されることを阻止した日本は、同地方において保護の任にあたるというような特殊な地位を有すべきであることを世論は一致して認めた。講和条件はこのような事情を考慮に入れて締結されたことを世論は当然として期待したのであつた。

しかし、割地、償金の要求となると、一方において戦況がこれを裏附けるには不充分であることを認めながらも、他方において勝者として戦勝の報酬を当然受けるべきだと考えた結果大いに議論がたたかわされた。

就中、割地論は戦略論の際にも将来にわたり露国の海軍を東洋から驅逐する意味からその占領が主張されたウラディオ

ストックの割譲要求を中心にして論じられたが、軍事的に占領することが出来なかつた同港を交渉によつてなんとか獲得したいと希望するため、一段と熱心に割譲要求は論じられた。しかし、実際には占領前である故この要求を貫徹させるのは無理であると見て、ウラディオストック港内の軍用設備の除去を求めるに妥協点を見出すもの⁽⁸⁾、五十億円程度の莫大な賃金を課すことによつて露国が復興するのを妨げ、ウラディオストックが軍港として存在するところから来る脅威を軽減しようとするもの⁽⁹⁾、講和前に積極的に占領行為に出ることによつて割譲要求の根拠をつくることをすすめるもの等があつた。その他、樺太、沿海州も割地対象として論じられたが、占領前であるため論拠が弱く、しかもウラディオストックほど、軍事的価値が高くないため第二義的なものとして論じられたに過ぎない。樺太占領は同地が露国領土の中で比較的容易に占領することが出来、しかも講和談判においては割譲要求をする上で有利な立場を与えると考えられたためしばしば主張されたが、同地の占領は樺太がかつて日露共同所有地であつたため失地回復の建前から正当とされていた。さらに沿海州について見れば、この割譲はむしろ無理な要求であるとするのが世論であった⁽¹⁰⁾。その他特殊なものとしては東京朝日新聞⁽¹¹⁾、東京日々新聞⁽¹²⁾の述べたウラディオストック非武装化と黒竜江航行の自由などを内容とするシベリヤ開放案があつた。

賠償は戦勝者の権利として当然要求に入れよとするもの、或は日本の經濟上取らねばならぬとするものとを合わせて、非常に世論の注目を集めた問題であつた。東京經濟雑誌、東京朝日新聞⁽¹³⁾、時事新報⁽¹⁴⁾は当然戦勝者として戦費、捕虜費その他諸雑費を償うために大体二十億円程度の賃金を要求することを主張したが、それに対しても東京日々新聞は、開戦以来すでに十九億円余の軍事出費を増税と内外債とによつてまかなかつた日本としては、露国から賃金をとることによつてのみ戦争処理費、内外債の返済、戦後經營の諸費用は捻出され得るとし、賃金は戦後日本が經濟的苦境に陥らないための自衛策として絶対必要であると論じた。東洋経済新報においては、匿名の実業家は日本の戦後の經濟のためのみならず、露国が

復興して再び強力な軍備をもつて復讐を試みるのを阻止する手段としても、多額の償金をとることをすすめたが、東洋経済新報も償金によつて露国の復讐を防ごうとしたことは、ウラディオストックの割譲を得るか償金五十億円を要求することを提倡したことから想像出来る。⁽²⁰⁾

一般に、世論は日清戦争の結果、割地償金を獲得した経験と考え合わせて、貫徹出来るか否かわからないウラディオストック以下の割譲と償金との要求に関するその不安を、強硬な主張によつて表現したと言えよう。このように割地、償金を重視する世論に対し、新聞「日本」はこれらの要求は満韓に関する日本の特殊権利の承認に比較すれば附帯条件に過ぎず、講和条件の眼目はあくまで満韓に対する露国の脅威を防止することにあると力説したことは注目に値するであろう。この条件論に関する国民新聞の態度を見ると、すべての講和条件論を空論と批判し、かかる条件に関する論争は国内の不一致を暴露し、条件を無遠慮に増すのみであるから、国民はよろしく政府当局者に信頼して自重の態度を取るべしと述べた。⁽²¹⁾ かくして政府絶対信頼の立場を表明して御用新聞的性格を明らかにするとともに、一般世論とかなりの距離を示した。

註 1

時事新報 明治三十八年七月五日「今日の時機を逸す可からず」

2 東京經濟雑誌 明治三十八年六月十七日 社説「講和条件如何」

3 太陽 明治三十八年七月 論説「日露講和問題」早川鉄治

4 日本人 明治三十八年六月二十日「聴和問題」建部遜吾「講和条件の基礎とすべき二種の提案」国府種徳

5 東京經濟雑誌 明治三十八年六月七日 社説「媾和条件如何」

6 註 3 と同じ

7 日本人 明治三十八年四月二十日「滿州における清國主權の存在を否認す」国府種徳

東京朝日新聞 明治三十八年七月十五日 社説「露國の通告聲明」

太陽 明治三十八年七月	論説「外交の新局面」肥塚竜
東洋経済新報 明治三十八年八月十五日	社説「講和談判の一大要素」天野為之
東京經濟雑誌 明治三十八年六月十七日	社説「講和条件如何」
太陽 明治三十八年八月	論説「講和問題について」加藤弘之
時事新報 明治三十八年三月二十九日	「樺太の占領」
日本 明治三十八年六月十七日	「和局の前提（割地賠償は猶空言なり）」
太陽 明治三十八年八月	論説「媾和問題」富井政章
東京朝日新聞 明治三十八年八月十六日	社説「譲抑なる追加一件」
東京日々新聞 明治三十八年六月十六日	社説「黒龍江の通航及貿易権の獲得」
東京經濟雑誌 明治三十八年六月十七日	社説「講和条件如何」
東京朝日新聞 明治三十八年六月十八日	社説「講和予備条件」
時事新報 明治三十八年八月十八日	「要求条件の眼目」
東京日々新聞 明治三十八年七月六日	社説「講和談判と賠償問題」
東洋經濟新報 明治三十八年七月五日	訪問「大いに賠金を得て經濟に資せよ」其美業家
註9と同じ	

第三章 ポーツマス條約

第一節 ポーツマス会議觀

戰局の現状から世論の要求する条件で露國と講和することの困難を認めていた世論は、ポーツマス會議を非常な憂慮を

もつて見守つた。就中、極度に悲観的な見通しをもつてゐたのは東洋経済新報で、まず露国側が講和を求めたのではないとの推定に基いて、和議は成立したとしても、割地、償金を獲得するのは不可能であるから、日本にとつて極めて不利な条件のものであり、露国の脅威は依然として存続するから日本は満韓において軍備をととのえねばならず莫大な負担が国民の上にかかるつて来る。また談判が破裂したとしても、鉄嶺線で持久戦態勢をとることが出来るから実際には武装平和に等しい。しかしこの場合ウラディオストックを占領する機会も生じるであろうからむしろ破裂の方が有利であろう。いずれにしても戦後アジア大陸に経済的発展をするための場を獲得することを試みると同時に、これを防禦し維持するためにかなりの負担を国民は荷わねばならない⁽¹⁾、戦後財政の観点からボーッマス会議の成敗に期待をかけず、前途多難に対処する覚悟を示した。

ボーッマス会議のもたらす平和に対しても東洋経済新報と同様、悲観的見通しを立てながらも、談判が破裂し統戦態勢に入ることによつて、日本にとつてより有利な結果が生じると主張する点において多少の楽観的態度を見せたのは「朝日」「日本」「時事」「日本人」によつて代表される多数論であつた。これらの新聞雑誌がこのようない続戦を主張したのは、戦局の現状、談判にあたつて譲歩を示さぬ露国の強硬態度、日本外交の拙劣等の理由から日本側の提出条件は貫徹され得ないと観測しながらも、日本の戦闘力そのものをかなり高く評価していたため、続戦は必ず戦勝を来たすと信じたからである。⁽²⁾またパリ市場においてさえ露国的新債券の見込がたたないのは露国がその同盟国からも援助を得ることが出来ないことを示しているのであり、日本は国際的にも有利な立場にあるとし、特に強硬論をかける「日本人」は述べて、第三國は露国がその現存する利益に脅威を与えたため露国の満洲進出を喜ばなかつたが、日本の進出はかれらの利権を侵さぬ限りたとえかれらの危惧を招くとしても抗議を受けることはない。それ故よろしく列国の同情⁽³⁾といふとき漠然とした考

慮に支配されず、要求を貫徹させよと主張した。⁽⁴⁾また「日本人」は、その小言欄において、これらの諸要求が露國側の拒否にあつて談判が決裂したとなれば、米国始め列国も日本を支持するであろうからむしろ日本にとつては幸であるとし、第三國諸国に与える影響から考えても談判破裂後の統戰を有利であるとなした。

しかし、ボーツマス会議によつて戦争目的を達成させるような条件で講和が成立することに多少の希望と樂觀とを示したものがないではなかつた。東京經濟雑誌は、外交交渉の運び方如何によつてはこれらが可能であるとし、東京日々新聞とともに日本国民の決心の強さは会議の結果に大きく影響すると述べた。これらの新聞雑誌はいずれも伝えられる日本側の提出条件を「寛大穩讐」であるとし、露國の強硬態度は内乱になやむ国内の現状から察すれば虚勢であると断定して、日本側が強硬な意志表示をすることに成敗の鍵をかけた。⁽⁵⁾東京日々新聞は繰返し國論の喚起をうながす論説を掲げ、政府は世論を抑制することなく、むしろその声援を受けつつ國民の希望に従うことを勧告した。⁽⁶⁾「日々」の世論に対する関心と期待は談判の難航が伝えられた八月末までも続き、断じて割地、償金の要求を譲ることなく統戰をも辞さぬ覚悟で進めば窮してまた道が開かれるかも知れぬと論じた。⁽⁸⁾

このように、世論に現われたボーツマス会議に対する期待にはかなりの相違があつたが、いずれの論を見ても日本側の提出条件を譲つて講和することを承認するものはなかつた。ただひとり國民新聞のみは引続き全権委員に対し、絶対的信赖をもつて談判の成行きを見守ることを主張した。⁽⁹⁾

註1 東洋經濟新報 明治三十八年七月二十五日 社説「講和の成敗と我が財界」天野為之 八月十五日 社説「講和的一大要素」

天野為之

2 東京朝日新聞 明治三十八年六月十五日 社説「講和条件と輿論」

日本 明治三十八年四月二十七日 論説「陸上の形勢如何」 六月十七日「和局の前提（割地賃金は猶空言なり）」

時事新報 明治三十八年八月十三日「談判の成否」

時事新報 明治三十八年七月十一日「日露の和議と仏國の政策」

日本人 明治三十八年七月二十日「外交家の思慮すべき所」

日本人 明治三十八年八月二十日 小言

東京經濟雑誌 明治三十八年八月十二日 杜説「講和談判の成否如何」 八月十九日 杜説「講和条件と我が世論」 時事評論「講和談判の前途」

東京日々新聞 明治三十八年八月十二日「我輿論何故に振興せざるや」 八月二十六日 時事評論「講和談判の前途」

漫に悲觀すること勿れ」

東京日々新聞 明治三十八年六月十四日 杜説「露國の虚勢」、八月十四日「寛釋穩護の講和案約」、八月十六日「漫に悲觀し

東京日々新聞 明治三十八年八月二十九日 杜説「國論の騒起」、六月十七日「姑息的平和の余暁」、六月二十五日「國民の声援」

9 国民新聞 明治三十八年八月十六日 杜説「講和談判の進行」

第二節 ポーツマス条約批判

ポーツマス会議の内容については日本政府は終始なんらの発表も行わなかつたが、國民は外電を通して交渉が難航していること、特に償金及び樺太割譲をめぐり殆んど行詰りの状態にあることを知つてゐた。しかし、國民は過去の輝かしい戦績にがんがみ、その時日本軍が満洲において数の上では約三倍、しかも士氣軒昂たる敵に対峙しているとは知らなかつた。また内外債とも募集し得る限界に達して得られた資金も消費し、なんらかの手段で新たに三億円の外債を募集する見込みが立たねば予算もたてられぬ現状であることを考えもしなかつた。それ故に談判難航が伝えられるとともにあります
 続戦の決意をかためて行つたのである。

八月二十七日閣議及び御前會議において、償金、割地の二要求を拠棄して講和を成立せしめることが議決された結果⁽³⁾、

八月三十一日の日露最終会談において和議が成立した情報が伝えられると、國民は悲憤と疑惑とに包まれ、各新聞雑誌の論説は一齊に「何故の大譲渡」と原因の説明を求めた。朝日新聞は九月二日より五日まで論説「説明の必要」を掲載し、戦略的に見れば、戰局は日本に有利であり、壯丁の士気は高かつた。財政的に見れば、外國市場における日本公債の価格から推察しても日本の信用状態ははるかに露國にまさつていた。國際關係から見ても、日英同盟を背後に持ち、中立列国からも支持を得ていた。かく考察すれば、このような譲渡の原因が全く理解出来ないと論じて政府が國民に対する説明の必要を主張した。世論は戰争に関して知らされている限りの情報の中には譲歩を余儀なくされる理由を見出せなかつたので譲歩を政府の失敗に帰し、烈しい政府攻撃を開始した。新聞「日本」⁽⁴⁾、時事新報⁽⁵⁾、東京日々新聞⁽⁶⁾はこの失敗を政府の外交交渉の拙劣にあるとし、東京經濟雑誌は述べて、戰争を繼續するには日本の財力は不足し、しかも列國の意向に反して戰争を続ければ外債を募集出来ず軍費の捻出が困難であると政府は判断して、不満足な條約と知りつつ講和したのであるとしてその弱氣をせめた。⁽⁷⁾

ボーツマス条約に対する第一の反応は「何故の大譲渡」という謎の究明に向けられ、條約の内容に対する批判は一般世論のなすところではなかつた。しかしほーツマス条約を戰争目的と闘争して検討し、その価値を認めていた論説も見出される。これらは述べてボーツマス条約は一應戰前日本が主張した露國の脅威を滿韓から驅逐するという目的を完遂させたもので、少くとも日露戰争の結果、露國勢力の東亞侵入を挫折させたと認めるべきであるとした。時事新報⁽⁸⁾、国民新聞⁽⁹⁾もそれぞれ滿韓において日本が獲得した利權の価値を認め、露國の野心は一時的にもせよ駆逐されたのであるから、講和条件の眞の価値は今後の滿韓地方の經營如何により決定されると論じた。太陽、十月の論説「戰後舉國の努力を要す」にお

いて、近藤廉平は戦費賠償をうけなかつた日本国民は今後国内において産業を盛んにし、満韓において新たに獲得した利権を利用して事業を起し經營にあたるべしと説き、戦争の実際の効果は条約に定められるよりむしろ国民が努力していくかにそれを活用するかにかかつていると論じたが、この意見は日露戦争の意義を日本の東洋における利益圏の拡大強化にあるとし、戦争中を通じて実益実利の獲得を強調した東洋経済新報⁽¹⁾によつて代表される世論の主張するところでもあつた。

これと反対に露国の脅威の持続という点を論議の中心として条約の価値を否定したのは、東京経済雑誌の如く元来国際関係を力関係と考えた論者であつた。東京経済雑誌はその社説においてボーツマス条約を批評して、露国側は海軍根拠地であるウラディオストックを有し、海軍力の制限も受けず、賠償も要求されず復興が容易であるのに対し、日本側は戦争中の負債の返済に加えるに露国の脅威に対処するための軍備を必要とするから財政的大困難に陥るであろうとし、日露の力関係の比較からこのようない不利な結果を日本が受けると論じた。⁽²⁾「日本人」九月五日「講和条件を許す」と題する田城寺清の論説も同様の弱点を指摘して、満韓における利権の獲得などは条約を価値あるものにしないと批難した。⁽³⁾

註 1 小村外交史 下 一一三頁

- 2 高橋是清自伝 明治三十八年六月十五日 松尾日銀総裁より高橋宛電報。世外井上公伝 五巻 昭和八年 八九頁
- 3 小村外交史 下 一二五頁
- 4 日本 明治三十八年九月一日 「講和談判の落着」
- 5 時事新報 明治三十八年九月四日 「当局者宜しく引退すべし」
- 6 東京日々新聞 明治三十八年九月一日 社説「和議成る」
- 7 東京經濟雑誌 明治三十八年九月九日 社説「戰勝ちて國亡ひんとす」
- 8 中央公論 明治三十八年十月 公論「講和の真判官」
- 9 時事新報 明治三十八年九月六日 「戰勝の効果」

国民新聞 明治三十八年九月二日 社説「戦勝の効果」

12 11 10 東洋経済新報 明治三十八年九月十五日 社説「今後の対滿韓策」
東京經濟雑誌 明治三十八年九月二日 社説「講和漸く成る」

第三節 日比谷焼打事件批判

このように世論の一部においてはボーツマス条約の価値が検討されたが、さきにも述べたようにことはひろく論じられたところではなく、むしろ一般世論は怒りと茫然自失の感情とを抱いたのであつた。太陽、十月の時事評論「戦後の苦境難局」が、「人に憤色あり、野に怒氣あり、当局愁容を帶び、識者亦往々深憂を抱く」と記しているが、それは当時の人心有様を伝えたものと云つてよいであろう。このような国民感情は九月五日の日比谷焼打事件において爆発点に達したが、この事件は国民大衆が直接行動によつてボーツマス条約に対するかれらの立場を示したと見ることが出来よう。日比谷焼打事件に関する諸新聞雑誌の論説は、通常対外問題等に関し積極的な意見を持たないか、持つていても発表する機会のない国民大衆の立場を、世論が如何に解釈したかを示す意味から興味深い。

日比谷事件が伝えられるに、世論はその責任をいつせいに政府に帰した。合法的な国民大会を制止し、警察力をもつて干渉した政府の民論無視の態度が、このような惨事の直接的な原因と考えられたのであつた。この批難は政府が講和外交の失敗者と見られていた折柄当然なものと言えよう。新聞雑誌の論説中には日比谷事件を純粹に政治的な問題と解し、政府の失策の攻撃に終始するものが多い。

太陽、十月号において近藤廉平は政府が民論の指導を行わなかつたことをせめ、戦局が好転するに従い、政府は割地、

償金の二条件を講和において要求することを当然であるとして国民に期待させながら、なんらの事情の説明なしにかれらの願望を無視して不利な講和条約を結び、その上激昂する国民を抑圧する行為に出たと批判した。⁽¹⁾また時事新報は、国民の不平不満を発散させる手段として放任するのが政略上上策であつたのに干渉を加え大事に至らしめたと事件の発生を政府の政策上の失敗とした。また日比谷事件を政府の失策と考えた世論はその対策として政府の引責辞職を求めた。「時事」「日々」「朝日」東京経済雑誌はこのような見地から責任論を展開し、内相、警視総監を始めとして、政府の主腦部の責任を問うた。特に東京経済雑誌は論議の焦点を国内政治制度に向け、このような極度の民論無視の状態を改めるには国民的基礎の上に立つ内閣及び議会の樹立をはかる外なく、その第一歩として普通選挙の実現と元老の引退とを主張した。⁽³⁾

日比谷事件を中心として「国民大衆」の存在が世論の関心を引き、諸論説上に大きく浮び出て来たことは注目される。ボーリマス会議中、世論の喚起をしばしば叫んだ東京日々新聞は、一方において日比谷事件に関する政府の責任をせめながら、他方においては国民の不平憤懣がこのように爆發したことは「新興の気象、堅実の精神」が国民中に横溢していることを反映するものであるとし、今後よろしく指導すれば新興氣運にみちた国民の手により日本の發展は促進されるであろうと、引続き国民大衆に対する期待を表明した。⁽⁴⁾国民新聞はこの暴動を政府の失策とせず、一部の煽情的分子の仕業であると見る点では他の諸新聞雑誌と立場を異にするが、暴動そのものに対しては「日々」同様に国民が元気旺盛であることを示すものと、解釈した。⁽⁵⁾徳富蘇峰は国民が講和によつて培われた不平不満は、今後日本が膨張して行くにあたり心理的な原動力となるであろうと述べた。⁽⁶⁾

しかしながらこのような無統制な国民の言動が外国に対する体面上から、ひいては日本の利益に大きな支障をもたらすと考え、反省をうながす論説も見出される。⁽⁷⁾時事新報、太陽は共にこの事件の対外的影響を憂え、近藤廉平は教会堂の焼

打ちにまでひろがつた日比谷事件は外人排斥の疑いまで起させ、新興文明国の体面を損い、その上戦後經營に不可欠な外資導人にも悪影響があると論じた。⁽⁸⁾ このような考え方方は日本が大陸に發展するにあたつて、英米資本を利用することを必要とし、戦争中には長期戰論を警戒し、無遠慮な条件論を戒めた論議に連なるものであつて、文化的、政治的に西欧諸国との關係を常に重要視する一部の日本国民の对外意識を代弁していると思われる。

以上、国内政治上の問題、或は対外關係上の問題として日比谷事件を論じた諸論説を見たが、これを社会問題として捉えたのが新聞「日本」と「日本人」とであつた。「日本人」十月五日の論説「相ひ撞着する兩様の趨勢」は、國民大会の参加者は労働者——「大体学生労働者或は一種博徒流の者」——で償金のないことをもつて講和の最大の不満となした人々である。即ち、戦時中軍需産業或は兵役に従事していた労働階級の人々が、償金が得られないため経費節減を旨とする戦後において失職することを憂えて起した暴動であるとし、新聞「日本」は日比谷事件は百姓一揆と等しく生活問題から起つていると論じた。⁽⁹⁾ しかも両論説が特に問題として取り上げたのは、今後國家の政策としては講和で得た利益を充分活用するため内外債でつくられた資金を生産的な事業にあてねばならないから、一部に存在している社会問題を救済する余地がない点であつた。その上今後資本家は対外的な事業拡張をなすため補助も受け、利益も得られようから、かれらと労働階級の人々との距離はますます離反して行くばかりであると、対外的に發展すればする程対内的な矛盾の激化される状勢を指摘した。しかしそれに対する策としてはなんら具体的な意見は見あたらず、これらの論説は単に社会主義的思想のひろがる危険をといて、政府に対し戦後の労働問題に関心を寄せることを勧告したのみであつた。⁽¹⁰⁾

日比谷事件がどの程度純粹な社会問題であり、またかく取り上げられたかは对外意識の研究を対象とした本論の範囲外である。しかしこの事件は日露戦争に今後の日本の大陸發展の運命がかかつていると考えて国民各階層はこれを支持する

立場に結ばれながらも、国内における経済的立場の相違から戦争のもたらす結果に対し異つた期待をかけ、それが講和の際に異つた反応となつて現われたことを示したと考えられる。従つて戦争中は表面化しなかつた対内意識と対外意識の聯閑性を暗示するように思われる。

最初に日比谷事件に対する政府要人の見解を、桂の山県に対する九月二日の書翰から推察して見ると、桂はいわゆる士、政客等の挙動は余り心配しなかつたが、「平素何事哉有」之候へば、商業的売出し候小新聞、又は過日來既に崩居候、旧對露同志会、之変体、進歩党關係の新聞記者連、之れに渡辺国武一派の連中、入雑候團体より種々雜多の手段方法を以て、下層の人民の人心を動搖せしめ候故政事と社会と混同いたし、目下の處車夫馬丁の輩より、償金が取れぬと言ふより、小商人等の中間に迄、何となく其事柄の是非を辯せず、騒々數有様にて、此処は余不^レ宣情況に付、此際は可^レ成此問題をして、政事問題にのみ引込候手段緊要と存候⁽¹⁾」と国民の不平不満が社会的根柢を有することを承知しつつも、これが政治的に利用されることを防止する点に関心を示したと思われる。しかし国民の騒動の激しさは予想以外であつたと、同じく桂の山県宛九月十八日の書翰は伝えており、非常手段をもつて鎮圧に努力した結果、「元來不良之奴等、此機に乘じ良民を誘導して事變に至らしめる義に候へば、熱度の冷却と同時に、日一日と人心も元に復し⁽²⁾」と報告しているが、これによつても日比谷事件の政治的側面を重大視したことがうかがえよう。

日比谷事件後久しく国民の不平不満は不穏な様子を見せたが、戒厳令、新聞紙取締の緊急勅令等によつて示された強硬手段により次第に鎮圧されて行き、第二次日英同盟協約の発表された九月二十七日頃に至ると、世人の関心は漸く講和問題を離れるに至つた。

時事新報 明治三十八年九月七日「責任は政府に在り」

東京經濟雑誌 明治三十八年十月七日 時事評論「講和条約の可欠」十一月十一日 杜説「元老の退隱を促す」

東京日々新聞 明治三十八年九月十八日 杜説「民心の利導」

国民新聞 明治三十八年九月十五日 杜説「國民の元氣」

国民新聞 明治三十八年九月三日 日曜善果「惡因善果」蘇峰生

国民新聞 明治三十八年九月十三日 杜説「外國民の感想」

時事新報 明治三十八年九月十六日 「誤報に付き更に一言す」

太陽 明治三十八年十月 時事評論「哀む可き騒擾の余波」

註1に同じ

10 9 8 日本 明治三十八年九月十四日 「施政者の怠慢（飽まで責任を問へ）」

日本 明治三十八年九月十八日 「戦後の労働界（政府に救済策ある乎）」

日本人 明治三十八年三月二十日 「戦後經營の最も大なるもの」宍川種郎、七月五日「恭国一致の反動を懼れ」十月五日「相
ひ撞着すべき両様の趨勢」

公爵桂太郎伝 伸巻 大正六年

註11に同じ

第四章 戰後經營論

講和を既成事実として受け入れ、戦後の世界眺めた時、相も変らず存在すると見られたのは一時的に挫折されたとは言え、露国の滿韓地方に対する脅威であつた。戦後の世論は戦前同様露国に対する不安の上にその对外觀を築いた。この対露不安の程度は、露国が日本に対し復讐的意図を持つから危険は戦前より増大したと主張するものから、一応露国は東洋

における海軍力を喪失したから危険の度合は減じたとするものまで種々異なるが、長期にわたつて日露間に平和関係を期待するものはなかつた。むしろ、この平和は露国にとつては復讐を準備するための長期休戦であると唱え、休戦の期間を長くて十年⁽⁴⁾、或はシベリヤ複線工事の完成の日まで⁽⁵⁾、と唱えるものもあつた。「邦家を泰山の安きに置き、民生をして其枕を高うせしむるは未だしとも未だし」⁽⁶⁾、と太陽十月の時事評論が嘆息した如く将来における露国の東亜進出は必然的なものと考えられてゐたのである。

しかばこのような対露不安を抱きつつ戦後の日本の進むべき方向を何處に求めたであろうか。本論の第一章において日露戦争前及び戦争中の世論はおおむね日英同盟を背景として日本が満韓方面に發展すべく露国の侵入を排除することを目標とした政府の対外政策を支持したと述べたが、講和後の九月二十七日、すでに八月十二日調印されていた第二次日英同盟協約が発表されると一般世論は再びこの政策に対し賛意を表明した。対露不安が続く限り外交的手段で露国の満韓侵出を妨害するためには日本としては英國の支援を得る以外の道はなかつたのであり、一般世論も日英同盟が講和条約で獲得出来なかつたのであり、一般世論も日英同盟が講和条約で獲得出来なかつた露国の圧迫に対する保証を得たという意味から、大いにこれを歓迎したのであつた。

しかしながらここで戦前において日英同盟に対し反対の立場を示した日露同盟論及び日英同盟が将来にわたつて協力することに不安を見せた日英の経済的利害不一致論が戦後いかなる主張をしたかを見るに至る。

第二次日英同盟協約が発表されると元來北守南進の立場をとつていた尾崎行雄は、講和条約により日本が露国の南下を防止し得る保証を得なかつたことは日露関係が戦前の状態より一步も変らぬことを意味し、戦前日英同盟によつて露国を牽制しようとして失敗し戦争をするに至つた如く、再び日英同盟を締結して露国に対抗しようとする政策は第二次の日露戦

争を引起す危険があると批判した。⁽⁷⁾

日露戦争前において日本の大陸発展の協力者として英露二国の中いずれかが考えられ、日英同盟の締結により日本は英國を選択したのであつて、その後の政策は日英協力を基礎としてたてられたのであるから、この選択そのものを批判する尾崎の論は日露協商を再考すべきことを提案したものと言えよう。その後日露協商論は戦後一年近い明治三十九年六月頃となると世論の表面に現れて來た。この考え方は露国の潜在力を高く評価し、その東洋に対する関心は必然的に存続することを前提としたものであつた。谷千城は日露協商によつてのみ満洲方面における不安を排除することが出来るから日露は政治的に相提携した上よろしく経済的発展に邁進すべきであると述べ、またそれによつて対露不安から来る軍備拡張の必要もなくなり、国民の経済的負担は減少し日本の経済的困難は救われると主張した。⁽⁸⁾ 谷の論説の發表された翌明治四十一年七月三十日、南満洲における日本と、北満洲における露国の勢力範囲の承認とを秘密に協定した第一次日露協約が成立し、その後両国間の協力関係がロシア革命勃発まで緊密化の一路を辿つて行つたことを思ひ合わせると、日露協商論が日本の对外意識中たえず重要な地位を占めていたという結論することが出来よう。

しかし日露協商が強化されて行つたことは日英同盟の果す役割の変化して行つたことを意味した。この変化を对外意識の面から観察すると、日英同盟を歓迎する世論に対し将来にわたる両国の利害一致に関する批判がなされたことは先にも述べた通りである。日本人十月二十日須崎芳三郎の論説「日英攻守同盟の反面」は今後清国における既得権益を守ることを主眼とした英國と、滿韓に進展することを基本方針とする日本との間には利益上の相違があることを指摘した。さらに明治三十九年には戦争前以来米英の資本を導入し日本が事業の經營にあたることによつて大陸に進出することを主張し統けて來た東洋経済新報が、その持論を改め英米の経済力に対する警戒の必要を叫び始めたが、このことは、同誌の伝統的

立場の変化として注目に値するのみならず、満洲における日米の経済的竞争が、ハリマンの満鉄共同經營計画、同鉄道買収計画、ノックスの満洲鉄道中立案、米英独仏の四国借款團による満洲開発計画等を経て次第に激化し、日英同盟もまた後年ワシントン会議において四国条約の成立とともに消滅して行つた歴史の変遷を考える時、主として經濟的立場の相違から日本の世論の一部が從来の米英との協力政策に対し次第に不安をもつて至つたその転換期としても重視されるべきであろう。東洋經濟新報は明治三十九年二月以降「巡查國たる勿れ」と題する社説を再三掲載し、清を露国の脅威から解放したに拘らず同国における日本商品の売行きの悪い状態を指摘して、その対策として日清両国人による事業の共同經營等によつて対処せねば日本は東洋に対する露国の武力侵入を防止する番人であることに終始して何ら經濟的利益を得ることは出来ないと警告した。⁽¹⁰⁾ その後同誌上には、畠木が「今後の日露」及び「日米外交の将来」⁽¹¹⁾と題する論説を連載し、前者においては日露協商の必要を強調し、後者においては東洋における日米利害の衝突の必然性を、米国における排日的な関税制度、日本移民排撃の風潮、また満洲における日米間の經濟的利益の相違を挙げて予測した。

このような日本と英米との間の離反を指摘する意見を歴史の趨勢と比較考慮すればこのような考え方が次第に重要性を帯びて行つたであろうことは想像に難くないが、日露戦争直後の戦後經營論の中では少数意見に過ぎず、一般世論は対露不安の前提に立つて米英との政治的經濟的協力を主張し、それによつて満韓開發に専心して日本の經濟力を増大させることを現下の急務と考えた經濟力重視の傾向は日露戦争後各新聞雑誌を通じ顕著なものがあり、經濟諸雑誌のみならず一般新聞雑誌も經濟力の養成をもつて政府の戦後經營の大方針とすべきであると論じた。事実、当時の日本の財成は底をついたままの状態にあり、十九億八千四百万円の戦費の中十五億余円を国債でまかない、その中八億に近い外債の返済負担を背負い、しかも戦後引き続き意識される対露不安から軍備拡張を余儀なしとした時代にあつて、國民が經濟力不足を日本の

最大弱点と認識したのは当然であろう。

経済力重視の傾向の影響は軍備拡張論にも見られる。再度の日露戦争避け難しと見る限りにおいて軍備の拡張及び充実は絶対に必要と考えられた。従つて先に参照した谷の如く軍備の縮少をはかるべしとする主張は他に見あたらないが、東洋経済新報、東京經濟雑誌はいずれも財力に伴なう軍備という建前を主張した。特に東洋経済新報は明治三十九年二月より五月まで數度にわたり社説で軍備問題を取り上げ、北韓から南満洲に至る戦線防衛のため露国に対し平時二十万戦時百万の陸軍を保有することは経費節減にも拘らず必要であると認めたが、海軍の拡張は日英同盟による英國の援助と露国軍力の減退から据置きとすることを提案した。⁽¹³⁾ 島田三郎もまた日本の弱点は軍備の不足より経済力の不足にあることを戦争中の外債募集、軍資難に基く譲渡講和等から指摘した。⁽¹⁴⁾

このように戦後最大の課題は経済力涵養であると考えられ、その最大かつ唯一の手段は戰勝により獲得された滿韓地方における利権の活用であつたため、滿韓問題は戦後經營論中最も大きな部分を占めた。

まず韓国に対する議論を見ると、これを日本の保護国とするか否かは別として、韓国に対する日本の保護権を確立せよとする点で世論は一致を示した。門戸開放主義を遵奉し列国の自由競争に滿韓を解放することを主張した大隈重信でさえも日本が韓國經營の中心となることを当然とし、日本人が地主資本家となり、朝鮮人は小作人、労働者の役割を果すべきであつて、英米資本とも排斥するものではないが日本が鉄道を所有しているから実際的に他国の大資本の侵入する可能性は少なく、日本の總監府及び派遣軍の設置、日本文化の伝入に従い次第に日韓は一体化して行くであろうと述べた。⁽¹⁵⁾ 日本の韓国における特殊地位は既成事実であり、今後の經營もその地位をますます強化して行われるべきであると考えられていた。

しかし満洲の經營となると日本は韓国におけるような政治的特権を有して居らず、また列国より特殊地位を有することを許されていなかつたから、戸水寛人などの如く清國の満洲に対する権利を正面から否定して日本人による満洲支配を主張した人々は別として、一般世論は門戸開放主義に基き英米と協力して満洲經營にあたることを期待していた。即ち露國の独占的支配から解放された満洲は自由市場として列国の經濟活動の場となると考えたのである。この場合時事新報、国民新聞を始め、従来英米との經濟的協力を主張していた政、財界人は引き続き日英米の三国間の協力を英米の資本提供、日本の經營という構想による満洲開発を主張⁽¹⁷⁾した。特に償金が獲得されず、戦後復興の財源に悩む日本としては外資の援助は満韓を新たに經營するにあたり絶対的に必要であると論じ⁽¹⁸⁾、英米との協力は經濟的利益をもたらすのみならず列国の利益を満洲に集中させることによって露國の再南下に対し共同防衛の線を敷く結果をもたらし政治的にも有益であると述べた⁽¹⁹⁾。大隈もこの主張と見解を等しくし、満洲經營にあたつて将来日英米間に利害の不一致が起るとは予測しなかつた。更に述べて、日本は満洲地方に地理的に近接し、また国内の勞働賃金が低廉であるから列国との自由競争にたえうると楽視した⁽²⁰⁾。

戦後經營期の日本の世論を要約すれば、一応戦前と同様日英同盟により東洋に対する露國の脅威を牽制しつつ韓国をその勢力下におさめ、戦後拡大された満洲方面における利権を活用し、英米資本と協力しつつ大陸に發展することを日本の進路とは認したが、それと同時にまた卓越せる英米經濟力の圧迫を感じ、それに対抗を試みる必要を意識し始めたのでもあつた。「如何なる場合に於ても我れは必ず東亜の主たるべし、断じて容たる可らず」と中央公論明治三十九年十一月の社説に現われた如く⁽²¹⁾、常に日本を取りまく先進西欧諸国に対する危機意識は閉塞以来引継ぎ日本の对外意識を特徴づけたのである。日本国民は東洋における列国との力関係に有利な地位を獲得することの困難を日露戦争後再認識し、かつあ

らゆる難局に対抗しようとする覚悟を新たにしたことが世論を通じて窺われる。次の日の日本の対外政策はこの歴史的に養成された危機意識と覚悟の上に形成されて行つた。

註1 東京日々新聞 明治三十八年九月三日 杜説「速かに和局の要項を示せ」 同九月十二日「露國の復讐的野心」

2 国民新聞 明治三十八年九月二十三日 杜説「露國と海權」

3 日本人 明治三十八年十月五日「最急最要の善後策」 笹川種郎

4 太陽 明治三十八年十月 時事評論「戦後の苦境難局」

5 東京経済雑誌 明治三十八年九月二十三日 時事評論「講和後の露國の態度」

6 太陽 明治三十八年十月 時事評論「講和条約の交渉成立」

7 太陽 明治三十八年十月 論説「講和条約に就て」 尾崎行雄

8 太陽 明治三十九年六月 戰後經營特集号「戦後の軍備に就て」 谷千城

9 東洋経済新報 明治三十九年二月十五日 杜説「可憐なる巡查国」 同三月五日 杜説「断じて巡查たる勿れ」

10 東洋経済新報 明治三十九年二月二十五日 杜説「日清人共同事業の破壊案」

11 東洋経済新報 明治三十九年六月十五日、二十五日、七月五日、十五日 論説「今後の日露」 磯木

12 東洋経済新報 明治三十九年九月二十五日、十月五日、二十五日、論説「日米国交の将来」 磯木

13 東洋経済新報 明治三十九年二月二十五日 杜説「二年兵役に就て」 天野為之 同四月十五日、二十五日、五月五日、十五日

杜説「戦後の軍備如何」

14 日本人 明治三十九年一月二十日「列強の發展と帝国の将来」 島田三郎

15 太陽 明治三十九年四月 論説「対露意見」 大隈重信

16 日本人 明治三十九年一月一日「日露条約と北京談判」 戸水寛人

17 時事新報 明治三十八年九月二十日「再び日米間の商業同盟に就て」

18 国民新聞 明治三十八年九月二十四日 杜説「日英の利益關係」

19 太陽 明治三十九年六月 戰後經營特集号「日本人の世界に於ける經濟的天職」 渡辺国武

太陽 明治三十八年十月 論説「戦後举国の努力を要す」 近藤廉平

- 19 中央公論 明治三十九年六月 社説「戦後の対露滿韓方針」
 太陽 明治三十九年一月 論説「対韓策の大方針」大隈重信
 21 中央公論 明治三十九年十一月 社説「挙国一致益々急要ならざるか」

第五章 結論（世論と政策）

以上ボーツマス会議を中心として日露戦争期における日本の対外関係に対する世論を考察したのであるが、結びにあたり今一度世論が構成されて行つた過程を吟味し、政府のたてた政策との関係を見たい。

まず本論において、戦争初期及び戦後經營期において世論は、日本の存立は満韓を外部からの圧迫から保証することにかかりてゐると見なし、露國の同地方に対する脅威を駆逐し、英國の政治的支援と英米國との經濟的提携とによつて大陸に發展することを方針とする政府の対外政策に賛意を表したと述べた。しかしこのような全般的な一致が世論と政府の政策との間に見られたのにも拘らず、講和の時期の近付くにつれて兩者の間に離反を示し、ボーツマス条約締結の際の悲憤の爆発の如き現象を呈したことは如何に解釈すべきであろうか。

政府と世論の離反を時期的に見れば、まず明治三十八年五月頃、東京日々新聞が従来の決戦論を捨て、他の新聞雑誌とともに持久戦を主張するに至つたころをもつて最初とすることが出来よう。⁽¹⁾このころ政府はすでに講和の根本方針を定め、軍事的には長期戦態勢をとりながらも外交的には早期講和を目標とする決意をなし、第三国の斡旋を歓迎する意向を英米仏各政府に伝達したのであつたが、この政府方針は世論の知るところではなかつた。むしろ國民から見れば、戰勝ごとに講和接近の期待を裏切られ、講和そのものの可能性は薄れる一方と考えられたのであつた。戰争以外の進路を見せぬ

国民としては与えられた唯一の道である戦争に今一層の意義と希望とを求めたのは当然であつて、世論の主張した持久戦論はこのような心理的過程を経て論じられたため、多分に悲壮さを含んでいた。しかも眼前の戦況は有利に展開していたから戦争の継続にますます大きな期待をかけることによつて次第に戦争を最高手段と信頼するようになり、それが転じて持久戦により戦争目的は達せられるという確信にまで発展して行つたと考える。従つて世論は戦勝の陶酔、戦勝再現の希望及び確信というような非理性的分子により大きく影響されていたのであつて、講和の可能性が次第に薄れていくと感じられるに従い、この非理性的傾向は強くなつていった。概して世論には非理性的な分子が強いのであるが、この場合講和を選択することの可能性及び必要性を政府が全然提示しなかつたことがそれを助長したのであつて、情報及び指示の与えられる程度は世論の構成に重大な関係を有すると言わねばなるまい。

特に以上論じたような世論の主張した政策と政府の採擇した政策とが極度に離反したと考えられる講和の時期決定と、ボーツマス条約締結について見れば、両事件とも既成事実として世論に提供され、しかもこのような事態に至つた過程が全く公開されていなかつたことを特徴としている。ローズベルト大統領の講和斡旋を世論が「ローズベルト氏の好意」という単純な理由で了解したのは、そのような斡旋をもたらすに至つた日本政府の依頼の経過及びかかる要請を必要とした日本の戦争能力の限度について全く知らされていなかつたからであつた。またボーツマス条約締結に際しては政府の政策に反対して国民感情が爆発した点では受動的賛意を示した前例とは異なるが、譲歩的な講和条約の締結を「政府の失敗」という単純な理由に帰したのは、政府が譲歩を決意するもととなつた軍事的経済的な諸条件について世論がなんら情報を与えられていなかつたからであつた。講和条約締結が発表されると世論はまず「何故の大譲渡」と説明を求めたことからも明らかのように世論は政府の政策を理解出来なかつたのであり、時日が経過した後も政府の決断のもととなつた事情に

関する情報が与えられなかつた限りにおいては「政府の失敗」以上の答を出すことは出来なかつたのである。ローズベルトの講和斡旋とボーツマス条約締結の際の世論は、充分に情報が供給されなければ理性的で権威のある世論は構成され得ないことを実証しているものに他ならない。

無論ここで注意せねばならないのは、本論においては戦時における世論を考察したことである。戦時につては戦略上、軍事力・経済力に関するある程度の秘密保持が絶対に必要であり、また講和会議においても交渉の運営上、情報の完全な公開は必ずしも賢明でないことは衆人の等しく認めるところである。しかし日比谷焼打事件が示すような極点にまで世論と政府の政策の離反していつたのは政府側においてなんら世論への操作をなさず、国民が重大な政策の変化に対処出来るよう準備する情報も指示も与えなかつたからに外ならない。このように世論の操作を無視したのは政府当局者の認識が「民をして知らしむべからず。由らしむべし」というようなものであつたからと考えられる。小村も世論を氣にはけながらも「日本人は鉄砲一つ放つたら跡から附いて来るのは確か」であると語つたと言われるし、桂もまた自伝の中で世論と自分の立場を比較して「適當なる時機に於て平和を克服するは、一国の安危を雙肩に担ふ者は考慮せざる可からず。然る人心は一日如、此の事を顧慮せしむべからず。此の一大衝突の点に於ては独り当局者たる予は全部の責任を取るのみなし」と述べている。

このように考察すれば日露戦争時代において世論は政府の政策の決定になんら関係を持たなかつたという結論が出るかも知れない、事実、開戦、講和斡旋の要請、ボーツマス条約の締結のような重大問題は政府当局者間においてのみ検討され決定されたのであつて、一般世論の主張に反した解決があつた場合も見られた。しかし元來政策はいくつかの可能と考えられる採擇の中から決定されていくものである。日露戦争当時にあつて世論はこれらの問題の決定に直接干渉出来なかつた

たとしても、比較的長期にわたる日本の進路を定める上では政府に対し、いくつかの道を指示したのであり、その意味から間接的に根本政策の決定にあたり大きな役割を果していったと思う。戦前における日露協商論、日英米経済提携論、東亞聯邦論、戦後における軍備拡張或は非拡張論、日英米利益不一致論等は、日本政府が対外政策の大綱を決定するにあたり常に考慮の対象となつた主張である。故に世論に現われた日本国民の对外意識は日本が過去において採擇したいくつかの政策の背後にあつて、その採擇決定の土台となつた種々の観測及び主張を示すものであり、外交政策の理解に重大な示唆を与えるものであると信する。

註 1 小村外交史 上 四四一一二頁

2 小村外交史 上 三四三頁

3 公爵桂太郎伝 伸巻 二九四頁